



◎評議員會並定時會員總會開催

本會評議員會並第十三回定時會員總會は六月二十三日午後三時丸の内日本俱樂部に開いた。水野會長始め評議員橋本圭三郎氏外十九名、會員木原中將外二十七名の出席があり、水野會長議長席に就き出席者法定數に達せるを以て評議員及會員總會を併合開會する旨を宣へ、左の昭和六年度事務を報告し、昭和六年度會計報告と昭和七年度一般會計豫算及特別會計豫算とは理事山田英太郎氏の説明があつて満場是を承認した。爰で總會の議事を休んで評議員會の議事を續け特別會員推薦の件を附議し左の氏兩を特別會員に推薦することに決定した。

内務省土木局長湯澤三千男君
參本部第三部長小畑敏四郎君

次いで評議員會を休憩會員總會の議事を續け評議員互選の件が議題に上り前記湯澤、小畑兩氏が評議員に選出された。此處で再び會員總會の議事を休すみ評議員會の議事をつゞけ理事互選の件が附議され、湯澤三千男、小畑敏四郎兩氏が選任されて兩會の附議事項が終り閉會した。

閉會後木原中將より方今日々改良されつゝある道路の現狀を速知する方法についてお話しがあり更に別項所載の書面(四十頁)にも接したから道路關係諸君の參照を希望する

昭和六年度事務報告

昭和六年度ニ於ケル事務ノ概況左ノ如シ

道路講演會開催ノ件

客年五月米國自動車業會議所幹事ジョージ・パウワー氏來朝シ米國道路局製作ニ係ル「近代道路築造」米國自動車業會議所製作ノ「自動車ノ利用」等ニ關スル映畫ヲ公開シテ道路ト自動車トノ關係ニ付人心ヲ喚起シタキヲ以テ援助方申出アリタリ仍テ本會ハ帝國鐵道協會ト協力シテ之カ講演會ヲ開催シ前川理事本會ヲ代表

シテ之ヲ援助シ多數ノ聽衆ヲ得テ盛況ヲ呈シタリ

學術講演會開催ノ件

客年八月二十四日ヨリ三日間九州帝國大學工學部講堂ニ於テ内田副會長司會ノ下ニ道路ニ關スル學術講演會ヲ開催シ鐵筋混凝土學、アスファルト舗裝學、セメント舗裝工學、橋梁工學及道路行政ノ各科目ニツキ講演シタリ尙之ヲ機會ニ九州地方ニ於ケル主ナル道路橋梁工事ヲ視察セシムル所アリタリ聽講者ハ九州各縣ヲ始メ兵庫、廣島、山口、鳥根、朝鮮各地ノ道路職員二百九十四名ノ多キニ達シ頗ル良好ナル成績ヲ收メタリ。

道路舗裝講習會開催ノ件

輓近發達ヲ見ツ、アル混凝土舗裝道路ノ普及發達ヲ圖ル爲セメント同業組合ヨリ本會ニ對シ道路舗裝講習會開催方希望ノ下ニ其ノ費用ヲ提供スル所アリ仍テ本會ハ之ヲ容レ客年八月十日ヨリ一週間道路舗裝講習會ヲ東京市ニ開催セリ講習科目ハセメント混凝土、セメント混凝土道設計、セメント混凝土道施工、舗裝用骨材、瀝青材料、簡易瀝青道、瀝青道、等ニシテ講師ハ專ラ内務省、内務省土木試験所、東京市等各官公署在職ノ實際家ニ依屬シタリ講習員ハ道府縣、全國各市、東京市隣接各町、朝鮮、臺灣、關東廳各地ヨリ出席セルモノ二百五十八名ノ多キニ達シ各講師ノ懇切ナル講演ト講習員ノ勉勵ト相俟テ開講ノ目的ハ十分ニ達セラレタルモノト信ス

道路改良費ニ關スル建議ノ件

産業振興ノ目的ヲ以テ政府ハ昭和七年度ニ於テ道路ノ改良ヲ策シ本會多年ノ主張ハ漸ク其ノ實現ヲ見ルニ至リシト雖國費多端ノ折柄其成否寔ニ憂フヘキモノアリ加フルニ從來政府カ補助シタル國道其他道路ノ改良ニシテ補助ノ完済セサルモノ抄ナカラサルヲ以テ新事業ノ計畫ト相並テ適當ノ方法ヲ講シ地方財政ヲ緩和セラレムコトヲ内藏兩大臣ニ建議スル所アリタリ

滿洲ニ於ケル道路政策ニ關スル件

滿洲新國家ハ未タ國際間ノ承認ヲ得サルモ彼ノ地ニ於ケル我邦既存ノ權益ハ新國家ノ發達ト緊密ノ關係ヲ有シ其發達ヲ圖ルカ爲ニハ交通政策就中道路網ノ確立ニ俟ツコト大ナルモノアルヲ以テ道路行政ト技術トニ關スル權威者ヲ派遣シ新國家ノ成立ヲ援助セラレムコトヲ内務拓務兩大臣ニ建議シタリ

道路資料刊行ノ件

客年米國ニ開催セル萬國道路會議報告ノ概要、歐米路政ノ近狀、全國舗裝道路統計等ヲ輯録シ「道路行政研究資料」ト題シテ其ノ第一輯ヲ刊行セリ是等ハ何レモ道路行政及道路築造ニ關スル貴重ノ資料ナルヲ以テ汎ク道路關係者ニ普及セシメントヲ圖ルト共ニ本資料ノ續刊ニ方リテハ蒐集材料ノ選擇ニ努メ之カ發行ノ趣旨ヲ貫徹センコトヲ期ス

雜誌發行ニ關スル件

機關雜誌「道路の改良」ハ誌面ノ内容益充實ヲ加ヘ毎月ノ平均紙數ハ前年度ニ比シ三十頁強ヲ増加シ今後一層材料ノ精選ニ留意シ汎ク道路問題ノ指針タラムコトヲ期セムトス

會員ノ狀況ニ關スル件

會員年度末現在數ハ七百十八名ニシテ前年度ニ比シ百八十五名ヲ増加シタリ右ハ愛知縣ヨリ百七十五名ノ入會アリシト神奈川、茨城、石川、山口、福岡各地ヨリ加入者アリタルニ由ル贊助員ハ四千八百十名ニシテ前年ニ比シ二百六十一名ヲ減シタリ是レ經濟界不況ノ反映ニシテ已ムヲ得サルモノナリト雖モ今後一層ノ努力ヲ以テ會勢ノ擴張ヲ期セムトス

◎幹事會開催

昭和七年度事業實施について客月二十四日午後一時道路課長室に幹事會を開いた。武井、三浦、佐藤、岩澤、田中、都筑、小島各幹事等出席今夏開催の夏季講習會開催期日、講習科目、同時間、各科擔任講師等廣告掲載の通決定次いで調査事業については理事物部博士を主任とし萬國道路會議提出問題を討究して本會の之に對する原案を得ることとし、又道路資料の續刊については岩澤幹事専ら材料の選

擇蒐集に當ること、道路交通研究事業としては横斷歩道の設備、街角の剪除、安全地帯の規格標準、地下道に關する事項、交通標識と信號、交通行政の統制、自動車の取締、交通整理等の諸事項に關し各練達の士を委員に依囑して研究するの手筈を決定して事業の進捗に一段の努力を加ふることに申合せ午後五時散會した。

◎産業振興土木事業豫算の確定

六月一日蓋を開けた第六十二議會は去る六月十四日閉會、産業振興土木事業計畫の昭和七年度豫算は愈確定を見るに至つた。若槻内閣に依つて計畫せられた失業救済土木事業が第六十議會の解散に依り不成立と爲り、尋で成立した犬養内閣に依つて産業振興の旗印の下に改案計畫せられ、之が犬養内閣辭職の後をうけた齋藤内閣のに依つて成立を見るに至つた譯で、かなりの曲折を経た豫算である。今其の概要を紹介すると次の通である。

豫算總額 三千九百四萬百六十七圓

右の内實行に依り支辨する額

六百八十九萬四千九百三十二圓

追加豫算に依る額

三千二百十四萬五千二百三十五圓

内 譯

○道路關係 二千四百二十一萬四千六百六十七圓

國道改良費 千五百五十四萬三千三百三十四圓

政府直轄の下に施行するを適當と認むる國道約二

十萬米を改良するものである。

府縣道及街路補助 六百三十萬圓

府縣道及街路の改良を施行せしめ工費の三分一を

補助するものである。

北海道國道改良費 百 萬 圓

國道延長約一萬二千米を改良するものである。

京濱都市街路補助 百二十七萬千三十三圓

○治水關係 九百九十五萬三千圓

河川費繰上額 四百五十三萬三千三百圓

現に施行中に屬する荒川外十九河川の事業を繰上げ施行するものである。

同上追加額 四十三萬圓

現に施行中に屬する北上川阿武隈川の計畫を擴張するものである。

新規直轄河川 十五萬圓

新に安倍川外二河川の改修を行ふものである。

(昭和七年度以降十二ヶ年乃至十五ヶ年繼續事業)

新規直轄砂防 五萬四千圓

新に神通川流域砂防工事を施行するものである。

(昭和七年度以降十ヶ年繼續事業)

砂防補助費 三十萬圓

地方をして砂防事業を起興せしめ工費の約三分の一を補助するものである。

中小河川補助費 四百十一萬圓

地方をして中小河川の改修を施行せしめ三分一乃至二分の一を補助するものである。

事務費

三十七萬五千七百圓

○港灣關係

四百八十七萬三千圓

港灣費線上額

百三十五萬圓

既に施行中に屬する横濱港外十港灣の事業を繰上
施行するものである。

同上追加額

百八十一萬五千圓

現に施行中に屬する關門海峽、神戸、今治、鹿兒
島及鹽釜港に於て新工事を起工するものである。

新規直轄港灣

六十萬圓

重要港灣にして既に修築計畫確定し改良の必要あ
る青森、大分、三角、細島、宇野及若松の六港灣
を修築するものである。

地方港灣補助費

百十萬八千圓

地方港灣の改修を施行せしめ工費の約二分一を補
助するものである。

前記の豫算に依り國及地方に於て施行する事業費の額
は次の通りである。

道 路 關 係		治 水 關 係		港 灣 關 係	
直轄國道	千五百五十四萬三千圓	直轄河川及砂防	五百四十七萬六千圓	直轄港灣	三百七十六萬五千圓
府縣道及街路補助	千七百七十六萬圓	砂防補助	九十萬七千圓	地方港灣補助	百九十三萬六千圓
北海道國道	百 萬 圓	中小河川補助	八百八十二萬圓	計	五百七十萬千圓
計	三千四百三十萬三千圓	計	千五百二十萬三千圓	合 計	五千五百二十萬七千圓

尙國道改良箇所及各府縣配當府縣道（六大府縣は街路
を含む）工事費並補助額は次の通りである。

昭和七年度國道改良箇所表

路線名	府縣名	改良區間	延長	工種	改良計畫	事業費	計
四東京	自南足立郡千住町荒川左岸	至同郡淵江村	五、〇〇〇米	改築	五、〇〇〇米	△ 四、〇〇〇,〇〇〇	一 神奈川 横濱市保土ヶ谷區元町
	自鎌倉郡上村	至同郡大正村	五、〇〇〇米	改築	五、〇〇〇米	△ 四、〇〇〇,〇〇〇	一 同 鎌倉郡川上村
六同	自南葛飾郡新宿町	至同郡金町	一、〇〇〇	同	一、〇〇〇	△ 一、〇〇〇,〇〇〇	一 同 自鎌倉郡戸塚町
七同	自南葛飾郡小岩町	至同郡小宮	一、六〇〇	同	一、六〇〇	△ 一、六〇〇,〇〇〇	一 同 自津久井郡千木
八同	自北多摩郡谷保村大和田	至同郡小宮	七、〇〇〇	同	七、〇〇〇	△ 七、〇〇〇,〇〇〇	八 同 自津久井郡千木
八同	自南多摩郡淺川町	至同郡小宮	五、八〇〇	改築	六、〇〇〇	△ 五、八〇〇,〇〇〇	計 三、〇〇〇
九同	自北豐島郡志村	至同郡小宮	一、八〇〇	鋪裝	二、五〇〇	△ 一、六〇〇,〇〇〇	二 兵 庫 自明石市明石川
計			三、七〇〇		二、二〇〇	△ 二、二〇〇,〇〇〇	二 同 自明石市明石川
二 京 都	自京都市東山區	山科町日岡至同市同區同町御陵	一、〇〇〇	改築	一、六〇〇	△ 一、〇〇〇,〇〇〇	計 五、〇〇〇
二 同	自京都市東山區	山科町竹鼻至同市同區同町四宮滋賀縣界	一、〇〇〇	新設	一、六〇〇	△ 一、〇〇〇,〇〇〇	二 五 長 崎 自北高來郡眞津
計			二、〇〇〇		三、二〇〇	△ 二、〇〇〇,〇〇〇	計 六、〇〇〇
一 六 大 阪	自泉北郡濱寺町	至同郡高石町	三、八〇〇	新設	二、七〇〇	△ 三、〇〇〇,〇〇〇	一 〇 同 自北蒲原郡佐々
計			三、八〇〇		二、七〇〇	△ 三、〇〇〇,〇〇〇	計 三、九〇〇
計			三、七〇〇		二、二〇〇	△ 三、〇〇〇,〇〇〇	計 七、五〇〇

一一同 自中頸城郡關山町至同郡名香山村 一、八〇〇 同 六・〇 一〇〇,〇〇〇

計 八、七〇〇 Δ 三三〇,〇〇〇

九崎 玉 自北足立郡戸田村至同郡蕨町 一、三〇〇 鋪裝 二五・〇 Δ 四〇〇,〇〇〇

九同 村 自北足立郡六辻村至同郡浦和町 三、〇〇〇 改築 一五・〇 Δ 三〇〇,〇〇〇

計 四、三〇〇 Δ 四〇〇,〇〇〇

一〇群 馬 碓水郡坂本町 三、四〇〇 改築 六・〇 三〇〇,〇〇〇

計 三、四〇〇 三〇〇,〇〇〇

七千 葉 自東葛飾郡葛飾町小栗原至同郡同町西海神 二、七〇〇 鋪裝 二一・〇 三〇〇,〇〇〇

計 二、七〇〇 三〇〇,〇〇〇

六茨 城 自新治郡土浦町至同郡眞鍋町 一、五〇〇 改築 一五・〇 一〇〇,〇〇〇

計 一、五〇〇 一〇〇,〇〇〇

四枋 木 自宇都宮市花房町至同市傳馬町 二、〇〇〇 改築 一六・〇 二〇〇,〇〇〇

計 二、〇〇〇 二〇〇,〇〇〇

一五奈 良 自奈良市京終町至添上郡平和村 四、五〇〇 改築 九・〇 一〇〇,〇〇〇

計 四、五〇〇 一〇〇,〇〇〇

一三 重 自桑名郡益生村至三重郡朝日村 一、三〇〇 鋪裝 九・〇 Δ 一五〇,〇〇〇

一同 津市塔世橋 五 架橋 換梁 一八・〇 Δ 一三〇,〇〇〇

計 一、三五〇 Δ 一五〇,〇〇〇

一愛 知 自愛知郡下之一色町至海部郡江川左岸 四、二〇〇 改築 二一・〇 Δ 九五〇,〇〇〇

計 四、二〇〇 Δ 九五〇,〇〇〇

一靜 岡 庵原郡由比町 二、〇〇〇 鋪裝 七・五 三〇〇,〇〇〇

計 二、〇〇〇 三〇〇,〇〇〇

八山 梨 自北都留郡富濱村至同郡廣里村 二、〇〇〇 改築 六・〇 七・五 一〇〇,〇〇〇

計 二、〇〇〇 一〇〇,〇〇〇

二滋 賀 自大津市追分町至同市藤尾町 二、三〇〇 鋪裝 二一・〇 三〇〇,〇〇〇

計 二、三〇〇 三〇〇,〇〇〇

一二岐 阜 羽島郡笠松町 一、四〇〇 改築 一五・〇 二五〇,〇〇〇

計 一、四〇〇 二五〇,〇〇〇

一〇	長野	長野市内	至	〇〇	改築	三・〇	六〇,〇〇〇
一〇	同	上田市内	至	〇〇	同	一四・五	四〇,〇〇〇
一一	同	上水内郡中郷村	至	〇〇	同	六・〇	四〇,〇〇〇
一四	同	自小縣郡和田村 至諏訪郡下諏訪町(和田峠)	至	七〇	同	六・〇	四〇,〇〇〇
計				五,一四〇		△	一四〇,〇〇〇
四	宮城	自仙臺市 至名取郡館腰村	至	〇〇	改築	七・五	一四〇,〇〇〇
計				一〇,〇〇〇			二四〇,〇〇〇
四	岩手	自和賀郡黒澤尻 町至同郡鬼柳村	至	〇〇	改築	七・五	一四〇,〇〇〇
計				一,〇〇〇			二四〇,〇〇〇
四	青森	東津輕郡野内村 (淺水)	至	〇〇	改築	七・五	一四〇,〇〇〇
計				四,〇〇〇			二四〇,〇〇〇
一一	石川	自河北郡俱利伽 羅村富山縣界 至同郡笠谷村	至	〇〇	改築	六・〇	一四〇,〇〇〇
計				五,〇〇〇			二四〇,〇〇〇
一一	富山	自西礪波郡石動 町至同郡南谷村 石川縣界	至	〇〇	改築	七・五	一四〇,〇〇〇
計				五,一〇〇			二四〇,〇〇〇
二	岡山	自岡山市大供 至御津郡今村	至	〇〇	改築	七・五	一四〇,〇〇〇
二	同	自吉備郡庭瀬町 至都窪郡庄村	至	〇〇	同	二・〇	一四〇,〇〇〇
計				四,一〇〇			二四〇,〇〇〇
二	廣島	自佐伯郡井口村 至同郡五日市町	至	〇〇	改築	二・〇	一四〇,〇〇〇
三	同	自安藝郡海田市 町至同郡矢野村	至	〇〇	同	九・〇	一四〇,〇〇〇
計				三,五〇〇			二四〇,〇〇〇
二	山口	自吉敷郡小郡町 至同郡嘉川村	至	〇〇	改築	七・五	一四〇,〇〇〇
計				六,〇〇〇			二四〇,〇〇〇
一	五和歌山	自那賀郡田中村 至同郡長田村	至	〇〇	改築	七・五	一四〇,〇〇〇
計				三,五〇〇			二四〇,〇〇〇
二	福岡	自宗像郡東郷町 至粕屋郡香椎村	至	〇〇	改築	七・五	一四〇,〇〇〇
二	同	自筑紫郡二日市 町至同郡筑紫村	至	〇〇	改築	七・五	一四〇,〇〇〇
三	同	自京都郡小波瀬 村至同郡行橋町	至	〇〇	改築	七・五	一四〇,〇〇〇
計				三,四〇〇		△	一四〇,〇〇〇

三大分 (自大分郡八幡村
大分市界) 至同郡同村白木
一、〇〇〇 改築 二、〇〇〇 二〇〇,〇〇〇

二五佐 賀佐賀市南田代町
六〇〇 改築 一五〇 一〇〇,〇〇〇

二熊本 自宇土郡宇土町
至下益城郡松橋
四、五〇〇 改築 七五 二五〇,〇〇〇

三鹿兒島 自鹿兒島元標至
鹿兒島郡吉野村
四、〇〇〇 鋪裝 九五〇 二四〇,〇〇〇

合計 一九五,三六五 一四,七〇〇,〇〇〇
△二七〇,〇〇〇

(五五ヶ所約五〇里)

一 事業費欄 △印ハ失業救済道路改良費支辯トス

昭和七年度北海道國道改良箇所調

路線 改良區 間延長 工種 改良計畫 事業費
四 自小樽郡洞里村字柁里 至同郡洞村字張碓 五、〇〇〇米 改築 七五 七〇〇,〇〇〇
四 自函館市萬代町 至同市大野新通分岐點 一、〇〇〇 鋪裝 一四・三 一三三,〇〇〇
△一七,二六

二八 自室蘭市御前水町 至同市東室蘭驛前 四、八五〇 同 二一〇,〇〇〇
二七 自旭川市一條通一丁目 至同市一條通七丁目 八〇〇 同 六〇,〇〇〇
計 一、二七二 九四三,五〇〇
△一五七,二六

(四ヶ所三里)

備考

一、事業費欄 △印ハ失業救済道路改良費支辯トス

府縣道改良費表

府縣名	工事費	國庫補助
東京	二、八七	九四二
京都	七二	三三七
大阪	八五	二六八
神奈川	一、三〇	四〇〇
兵庫	八三	二七七
長崎	二一〇	七〇
新潟	一八〇	六〇
埼玉	三〇〇	一〇〇
群馬	二九六	九六
千葉	三〇〇	一〇〇

茨城	二〇	七
栃木	二〇	七
奈良	九〇	三〇
三重	一三三	七
愛知	一三三	三七
静岡	二七〇	九〇
山梨	三三五	七
滋賀	二二〇	七
岐阜	一八〇	六
長野	三二八	一六
宮城	九〇	三〇
福島	五〇〇	一七
岩手	一九五	六
青森	九〇	三〇
山形	四六	一四
秋田	二四〇	八〇
福井	五七	二九
石川	一五〇	五〇
富山	九〇	三〇
鳥取	一七〇	九〇

島根	二二〇	七
岡山	二四九	八
廣島	三三〇	一一〇
山口	一五〇	五〇
山歌	五〇〇	一七
和歌山	二四〇	八〇
徳島	三三三	一〇四
香川	三三〇	七
愛媛	三〇九	一〇三
高知	八四	二八
福岡	三〇	四〇
大分	九〇	三〇
佐賀	三〇	三〇
熊本	三〇	四〇
宮崎	九〇	三〇
鹿児島	六〇	三〇
沖縄	一七、〇〇〇	五〇
合計	六、〇〇〇	一五〇